

日本語指導の「学習評価」について

学年末の評価の総括の時期となりました。
日本語指導の「学習評価」について詳しく知りたいのですが・・・



それでは今回は、「特別の教育課程」における「学習評価」について確認しましょう。
文部科学省のHPでは、「特別の教育課程」に関する様々な内容が、Q & Aの形で掲載されています。その中から「指導計画の作成及び学習評価の実施」の一部を抜粋して紹介します。

Q36 日本語指導の学習評価の際には、どのようなことに留意すればよいでしょうか。

A

学習評価に当たっては、まず児童生徒が入学又は転編入学してきた時点で、日本語の能力や生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な観点について、総合的に把握することが重要です。その上で、「特別の教育課程」による日本語指導を通じて、学校生活を送るとともに各教科の学習に日本語で取り組むための日本語の能力が、どの程度向上しているか、またどのような課題があるのかなどについて、把握することが求められます。

その際には、授業中の観察、発表やスピーチ、作文などの成果物の確認など様々な方法を活用して、総合的に把握するための工夫が必要です。また、対象となる児童生徒の日本語の能力や学習成果には、以前の教育状況、日本での滞在期間のほか、性格や学校への適応状況、家庭での学習環境など、様々な要因が影響を与え得ることを考え合わせ、積極的に学習活動に参加しようとする意欲や態度についても、学習評価を行うことが求められます。

さらに、学習評価の結果については、児童生徒の担任や教科担当とも共有し、在籍学級における各教科等の指導や学習評価にも考慮されることが望ましいでしょう。



Q37 日本語指導を受けている児童生徒の指導要録にはどの欄にどのような内容を記述すればよいのでしょうか。

A

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録して、指導のための資料とするとともに、外部に対する証明書等に役立たせるための原簿としての性格を有するものです。「特別の教育課程」による日本語指導を受けた児童生徒については、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「特別の教育課程」による指導を受けた授業時数、指導期間、指導の内容及び結果等を記入して下さい。

また、「特別の教育課程」による指導を受けていなくても日本語指導が必要な児童生徒については、その後の指導に役立たせる観点から必要に応じて教科書の漢字にふりがなをつける、単語の切れ目に斜線を引くなど、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を記載して下さい。

なお、これらの児童生徒について、個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に、上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって、指導要録への記入に替えることも可能です。

(下線は義務教育指導課教育指導担当による)

※文部科学省HP「CLARINET へようこそ」の「指導計画の作成及び学習評価の実施」より引用

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341933.htm

※上記のサイトには、紹介した以外にも「指導計画」や「学習評価」について掲載されています。

ぜひ参考にしてください。

